

学校体育施設の開放に関する要綱

制 定 平成 8年4月1日

最近改正 令和 7年3月27日 教学第3067号 (教育長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校開放事業の一環として実施する学校体育施設開放事業（以下「事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この事業は、地域住民のスポーツ・レクリエーション等の活動の場として、学校教育活動に支障のない範囲で、市立学校の校庭、体育館等の体育施設を開放し、地域住民の体育活動及び文化活動の振興を図るとともに、地域と学校との連携により青少年の健全育成と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(管理及び運営)

第3条 学校体育施設の利用にあたっては、学校ごとに、別に定めるところにより文化・スポーツクラブ（以下「クラブ」という。）を設置しなければならない。

2 学校体育施設開放に伴う管理及び運営は、クラブが行う。

(開放施設)

第4条 市立学校の校庭、体育館等体育施設を開放する。

2 格技場を保有する中学校については、これを開放施設とする。

3 その他、教育長が必要と認める場合には、他の学校施設を開放施設として指定することができる。

(使用許可)

第5条 横浜市立学校施設使用規則第12条に規定する「教育長が指定した学校」は、事業の実施校と定め、当該施設の使用許可は校長が行うものとする。

(開放日及び開放時間)

第6条 開放日及び開放時間は、学校教育活動、施設管理上において支障のない範囲とする。

(利用形態)

第7条 校庭、体育館、格技場等の利用は、原則として団体利用とする。

(利用対象)

第8条 利用対象は、開放校の学区内又は近隣地区に居住、勤務する者（団体）で、利用登録の手続を行い、クラブが認めたものとする。

(利用登録)

第9条 前条に関する登録は、クラブの事務局において行う。

(利用種目)

第10条 利用種目については、クラブが認めたものとする。

(利用の禁止)

第 11 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用を禁止する。

- (1) 特定の政党若しくは公選による公職の候補者の支持または反対のための利用、その他政治活動のための利用と認められるとき。
- (2) 特定の宗教の支持または反対のための利用、その他宗教的活動のための利用と認められるとき。
- (3) 営利を目的とした利用と認められるとき。
- (4) 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (5) その他施設の管理上支障があると認められるとき。

(経費)

第 12 条 クラブの経費は、委託料、補助金、会費及びその他の収入をもって充てる。

(費用弁償)

第 13 条 校庭、体育館及び格技場の夜間照明及び空調設備の使用に係る光熱費（電気料及びガス料）は、利用者の負担とし、市へ納付する。

(事故の責任)

第 14 条 施設利用によって生じた事故については、利用者の責任において負い、設置者の責任に帰する場合のみ設置者が負う。

(利用者の賠償責任)

第 15 条 利用者が開放中に施設、設備を故意又は重大な過失によって破損、滅失した場合は、これらを原状に復し、その賠償の責任を負わなければならぬ。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関する必要事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
なお、平成 23 年 3 月 31 日までの、文化・スポーツクラブへの移行期間中、移行前の組織については、各条中の「文化・スポーツクラブ」を「学校開放運営委員会」に、「クラブ」を「委員会」に読み替える。
- 2 校庭の夜間開放に関する要綱（平成 8 年 4 月 1 日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 27 日から施行する。